

第175回横浜市都市計画審議会を開催します

1 日時

令和7年8月29日(金) 午後1時開始

2 会場

横浜市市会議事堂3階多目的室(WEB会議形式併用)
住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10

3 審議案件の概要

別紙3「第175回横浜市都市計画審議会案件表」のとおり

4 会議の公開・非公開

会議は公開で行います。

5 傍聴者の定員

10名(現地傍聴)

6 傍聴の申込方法

(1) 現地傍聴

当日、午後0時から午後0時30分まで会場入口で受付します。(入口・受付場所は別紙1のとおり)

受付で傍聴整理券を受け取り、受付終了までそのままお待ちいただきます。

受付終了の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選を行います。定員に満たない場合は、そのまま先着順に傍聴していただけます。

(2) WEB傍聴

令和7年8月22日(金)午前10時から8月28日(木)午後5時までの間、横浜市電子申請システムで受け付けています。詳細については横浜市ホームページを御確認ください。

横浜市ホームページ



7 取材の申込方法

現地傍聴席とは別に記者席を御用意しますので、当日、直接会場までお越しいただき、会場入口の受付でお声かけください。

(入口・受付場所は別紙1のとおり)

なお、会場内の写真及び動画撮影は、会議の冒頭(5分程度)までとなります。

(参考) 横浜市都市計画審議会とは…

都市計画法によりその権限に属せられた事項(政令市決定の都市計画)の審議を行うために市長の附属機関として設置されたものです。

根拠法令 都市計画法第77条の2第1項、第87条の2第11項

お問合せ先

建築局都市計画課長 廣澤 美津江 Tel 045-671-2663

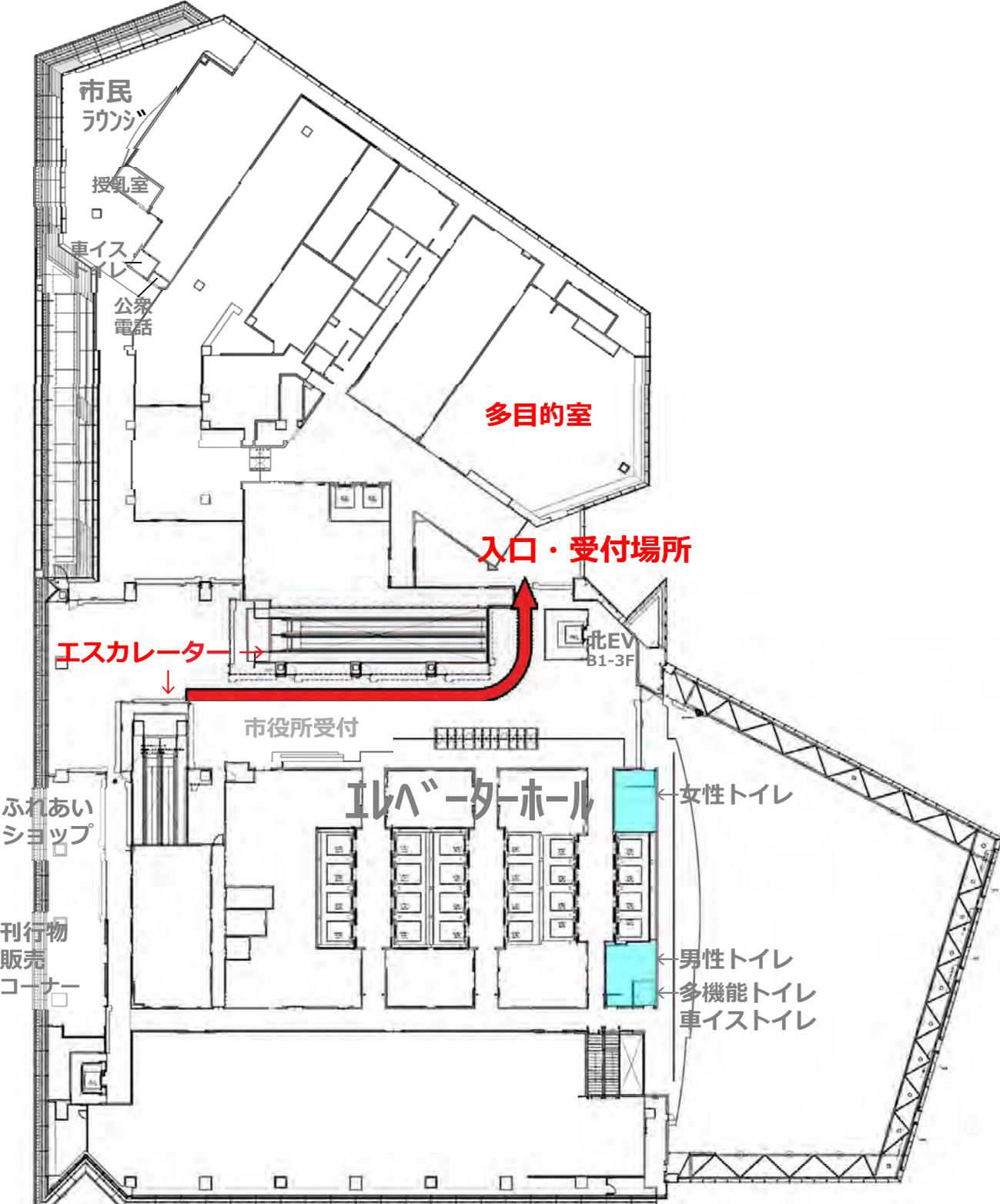


GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



フロア案内3階 :



横浜市都市計画審議会委員名簿

令和7年8月29日予定

	氏名	職業等	分野
学識経験のある者	森地 茂	政策研究大学院大学名誉教授	交通計画
	高見沢 実	横浜国立大学名誉教授	都市計画
	小泉 秀樹	東京大学大学院教授	都市計画
	齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部教授	不動産マネジメント
	池邊 このみ	千葉大学グランドフェロー	環境デザイン
	石川 永子	横浜市立大学国際教養学部准教授	都市防災
	橋本 美芽	東京都立大学大学院准教授	福祉
	坂倉 徹	横浜商工会議所副会頭	商工業
	柳下 健一	横浜農業協同組合代表理事組合長	農業
	菅 友晴	神奈川県弁護士会	法律
	岡田 日出則	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	不動産
	畠山 圭造	一般社団法人横浜市建築士事務所協会副理事長	建築
横浜市会議員	渋谷 健	横浜市会議長	市議
	尾崎 太	横浜市会副議長	市議
	川口 広	政策経営・総務・財政委員会委員長	市議
	くしだ 久子	国際・経済・港湾委員会委員長	市議
	竹内 康洋	市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会委員長	市議
	大岩 真善和	こども青少年・教育委員会委員長	市議
	望月 康弘	健康福祉・医療委員会委員長	市議
	大桑 正貴	脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会委員長	市議
	伊波 俊之助	建築・都市整備・道路委員会委員長	市議
	長谷川 琢磨	下水道河川・水道・交通委員会委員長	市議
住 横浜市 市民の	古屋 文雄	自治会・町内会長	市民
	佐野 淳	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
	川口 麻美	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
臨時	金丸 傑	神奈川県警察本部交通部交通規制課長	

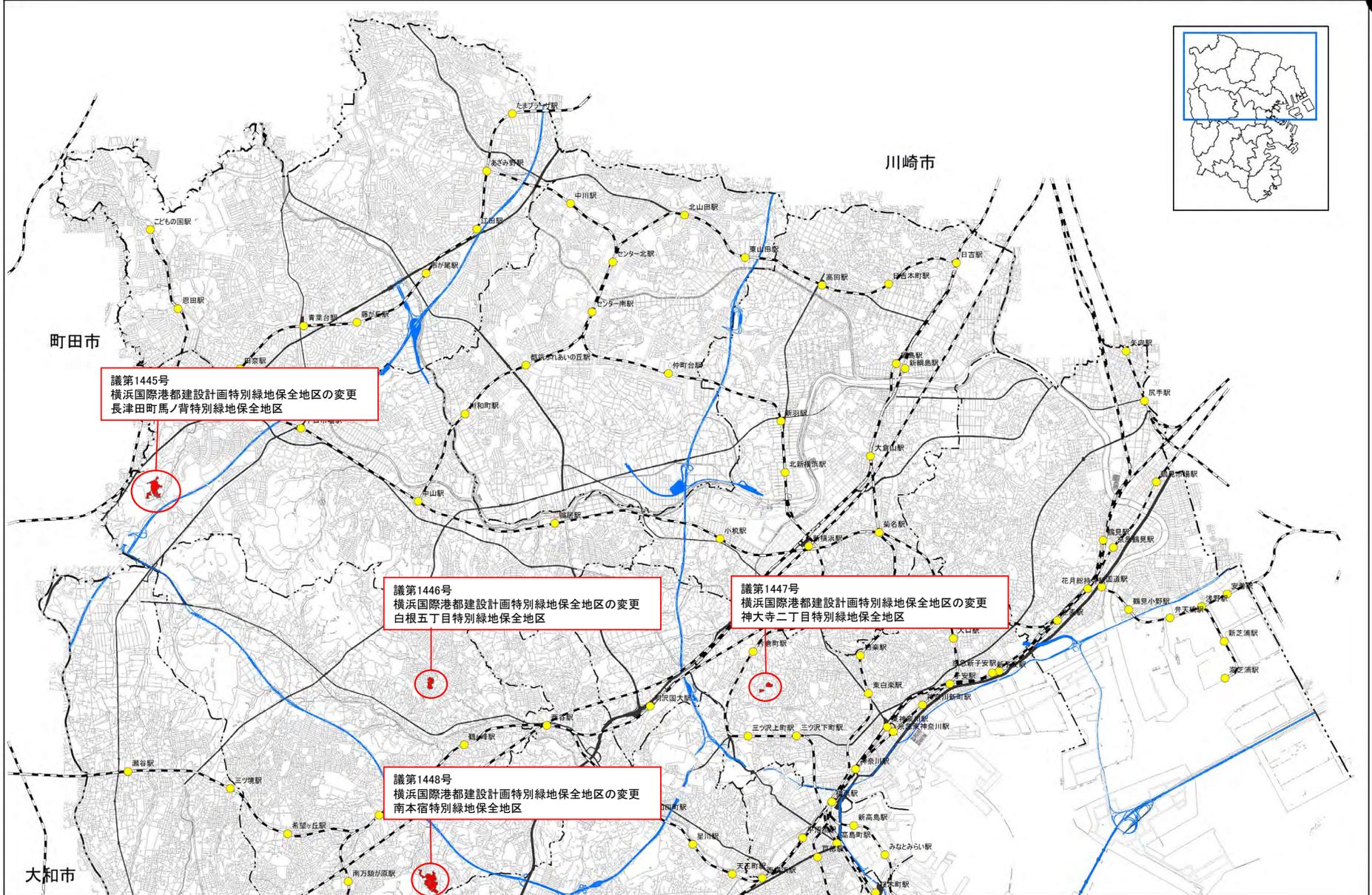
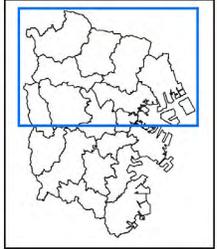
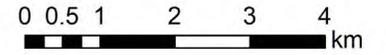
第175回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 令和7年8月29日(金)午後1時開始
 場 所 横浜市市会議事堂3階多目的室
 (WEB会議形式併用)

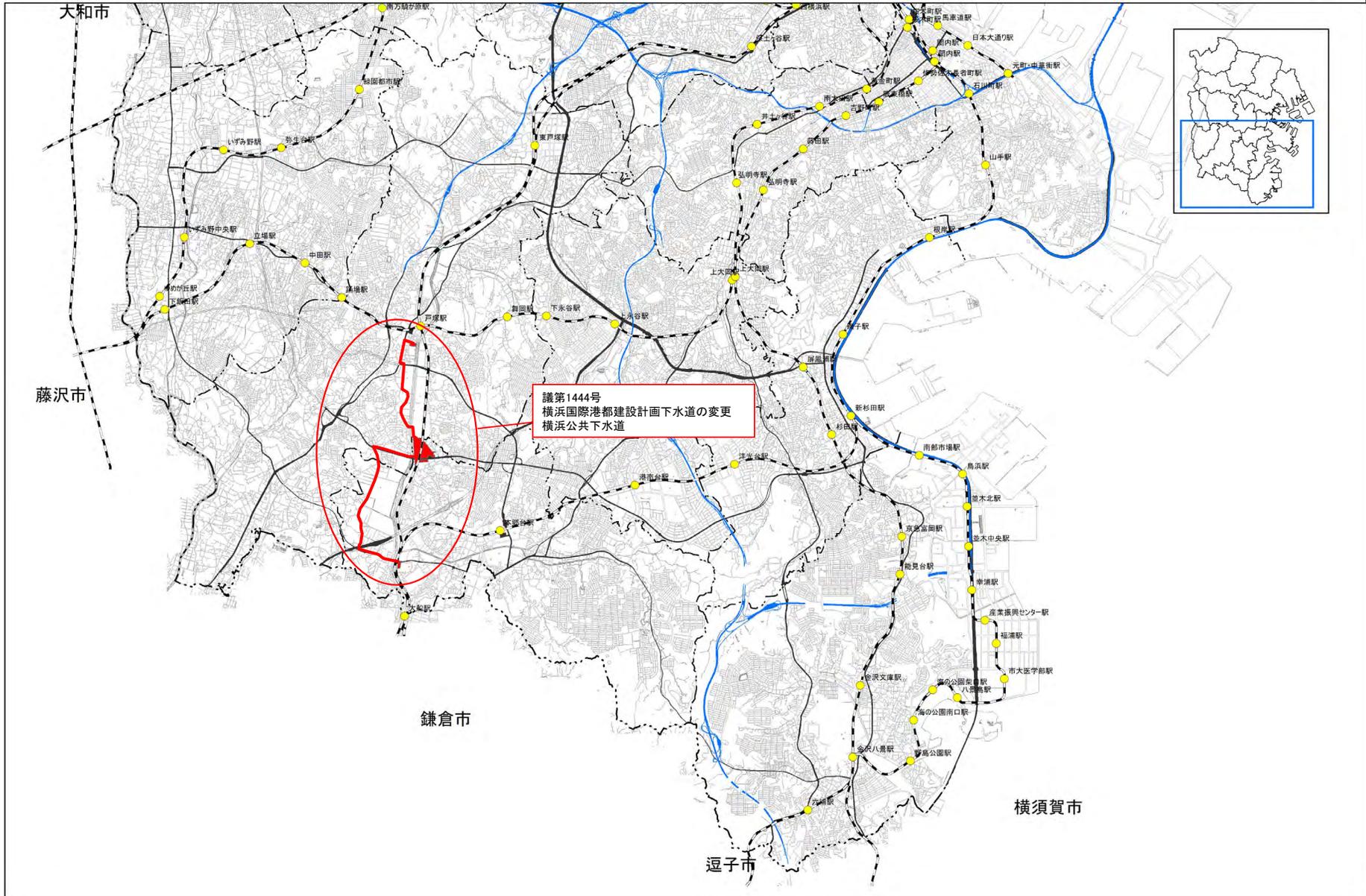
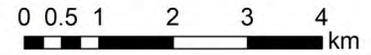
■ 審議案件
 1 都市計画案件

説明 区分	議題 番号	件 名	内 容
No.1	1444	横浜国際港都建設計画 下水道の変更	<p>【横浜公共下水道】 戸塚ポンプ場、笠間ポンプ場及び栄第二水再生センターをネットワーク化し、浸水被害の軽減を図るとともに、老朽化するポンプ場の円滑な再構築事業を実施するため、柏尾川右岸幹線を追加し、栄第二水再生センター放流渠を変更します。</p>
No.2	1445 ～ 1448	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の変更	<p>【長津田町馬ノ背特別緑地保全地区】 (1445) 【白根五丁目特別緑地保全地区】 (1446) 【神大寺二丁目特別緑地保全地区】 (1447) 【南本宿特別緑地保全地区】 (1448) 既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。</p>

横浜市位置図（北部）



横浜市位置図（南部）



議第1444号
横浜国際港都建設計画下水道の変更
横浜公共下水道

No. 1 下水道の変更に関する案件概要

議第1444号 横浜国際港都建設計画下水道の変更

内訳	位置		備考
	起点	終点	
柏尾川右岸幹線	栄区長沼町	戸塚区戸塚町	栄処理区 合流
柏尾川右岸幹線	栄区長沼町	栄区笠間三丁目	栄処理区 分流雨水
栄第二水再生センター 放流渠	栄区長沼町	栄区長沼町	栄処理区 合流、柏尾川

(内容)

戸塚ポンプ場、笠間ポンプ場及び栄第二水再生センターをネットワーク化し、浸水被害の軽減を図るとともに、老朽化するポンプ場の円滑な再構築事業を実施するため、柏尾川右岸幹線を追加し、栄第二水再生センター放流渠を変更します。

No.2 特別緑地保全地区の変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025年度）に基づき、令和6年2月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：2024-2028年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

また、令和4年12月に策定した「横浜市中期計画2022～2025」においても、多様な機能を持つ樹林地を保全し、次の世代に引き継ぐための取組を進めるとしています。

議第1445号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	長津田町馬ノ背特別緑地保全地区	約 4.9ha	
旧	長津田町馬ノ背特別緑地保全地区	約 0.8ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、里山景観の保全を進めるため、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

なお、本地区の既指定の区域については、平成29年2月に指定しています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1446号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	白根五丁目特別緑地保全地区	約 1.8ha	
旧	白根五丁目特別緑地保全地区	約 1.7ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、帷子川流域の源・上流域に位置しており、樹林地や農地の保全により、源流の景観を保全するとともに、まとまりのある緑を確保するとしています。

「都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全するとしています。

なお、本地区の既指定の区域については、令和元年12月に指定しています。

今回、既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1447号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	神大寺二丁目特別緑地保全地区	約 1.1ha	
旧	神大寺二丁目特別緑地保全地区	約 0.8ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地をのぞむ丘の軸の中に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン」において、まとまった緑地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、緑地の保全を推進するとしています。

なお、本地区の既指定の区域については、平成 25 年 12 月に指定しています。

今回、既存の区域と近接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1448号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	南本宿特別緑地保全地区	約 6.6ha	
旧	南本宿緑地保全地区	約 5.2ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の大池・今井・名瀬地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

「都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全するとしています。

なお、本地区の既指定の区域については、平成7年1月に指定しています。

今回、既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

併せて名称を南本宿特別緑地保全地区に変更します。